**看護エデュケア研究会　会則**

２０１４年（平成２６）７月26日改正

第１条（会の主旨・目的）

　本研究会は、看護基礎教育、臨床看護実践の現場において発生する教育的課題を検討するための学習と意見交換の場である。看護生涯学習の視点に立つと、「看護教育」は、「臨床看護実践現場において自律した専門職者として看護が実践できる人材を育成するための看護基礎教育および看護継続教育全体」と捉えることができる。本会では、この視点に立ち、看護専門職者育成に携わる立場にある看護管理者や臨床指導者、看護教員が協働し、看護専門職者育成に関連するテーマについて課題を共有することを第一義とする。この活動を通して、会員が自己の教育観、看護観を振り返りながら、看護教育に関連する諸問題について理解を深め合い、その成果を実践に活用することによって、臨床と教育の相互理解と連携に基づいた看護専門職育成ができることを目指す。

第２条（名称）

本会名称を「看護エデュケア研究会」とする。

第３条（所在地）

本会を以下に置く。

〒６５１－２１０３

兵庫県神戸市西区学園西町３－４　　神戸市看護大学内

第４条（会員）

1. 入会

１）本会の会員は、看護教育に携わる看護管理者、臨床指導者、看護教員および

看護教育に関心のある者で、定例会に参加し、積極的に話題提供できることを要件とする。

２）入会は、事務局への登録、入会金の納入をもって行う。

1. 登録

　　１）事務局は、会員に対して、年度初めに継続意志確認とともに、年会費の納入

案内を行う

　　２）年会費の入金が2年間なく、前年度の定例会への参加がない場合には、

次年度からの案内を停止し、退会とする。

第５条（役員）

本会に以下の役員を置く。

１）代表　1名

２）副代表　1名

第６条（役員の任期）

役員の任期は２年とし、再任できるものとする。

第７条（代表・副代表・事務局・スタッフの所掌）

　本会は、代表、副代表、事務局、スタッフによって運営を行う。

　１．代表

　　代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

　２．副代表

副代表は代表を補佐し、代表が欠員（欠席）の場合には代表の職務を遂行する。

３．事務局

事務局構成員は、代表、副代表、事務担当委員1名とする。なお、事務補佐員を置くこともある。研究会運営（会員登録、組織運営、会計等）に関わる業務および定例会担当者の後方支援を行う。事務局構成員は、研究会スタッフより互選する。

４．スタッフ

研究会会員中から、事務局の推薦により選任する。研究会および定例会運営を行う。

第８条（運営）

　１．定例会を、年３回開催する。内容は、看護教育実践に関連する課題で、講師による講演（年１回）や、会員からの話題提供、研究報告、実践報告などとする。

　２．定例会の運営は、年度当初に各定例会担当者を決め、その担当者の方針に基づいて行う。

３．運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第９条（会費）

原則、会費を主なる財源に運営費用として充てるものとする。

１．定例会参加の有無にかかわらず、会費は年間2，000円とする。

　２．会費は年度初めに本会口座への振込もしくは定例会参加時に事務局に納入する。

　３．定例会等の開催時には、別途、参加費を提示する。

　４．本会の会計年度は毎年４月1日より始まり、翌年3月31日で終わる。

第１０条（規約改正）

会則は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

１. 会の役員は次の会員とする。

代　表　〒６５１－２１０３　神戸市西区学園西町3丁目4番地

神戸市看護大学　井本　幸

副代表　〒６２１－８５５５　京都府亀岡市曽我部町南条大谷1番地１

　　　　京都学園大学健康医療学部設置準備プロジェクト　鈴木ひとみ

２. この規約は２０１３（平成２５）年４月１５日から適用する。

この規約は２０１４（平成２６）年５月２日から適用する。

この規約は２０１４（平成２６）年７月２６日から適用する。